

綾瀬市単独型短期入所事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及びその保護者の疾病その他の理由により、その障害者が、一時的に介護等を必要とする場合に、単独型事業所である指定短期入所事業所においてこれを受け入れ、適切な支援を確保し、もってこれら障害者の地域生活の向上を図ることを目的に行う単独型短期入所事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条の規定により神奈川県知事が認めた単独型事業所である指定短期入所事業所とする。

(人員及び設備に関する基準)

第3条 事業の人員及び設備に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に基づくものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、綾瀬市自立支援給付の支給等に関する規則（平成18年綾瀬市規則第30号）第4条の規定に基づき、法第28条第1項第7号に規定される短期入所の支給決定を受けている者とする。

(事業の経費)

第5条 事業に要する経費は、法第28条第1項第7号に規定する短期入所に係る法第29条及び第30条の規定により支給する給付のほかに利用者1人当たり1日1,300円を給付するものとする。

(経費の支払い)

第6条 市長は、前条に規定する経費の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。

2 市長は、法第29条第7項の規定に基づき介護給付費等の支払いに関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託しているときは、法第28条第1項第7号に規定する短期入所に係る法第29条及び第30条の規定による支払いに併せて、前項の規定による支払いを行うことができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(人員に関する基準についての経過措置)

2 平成21年3月31日において現に存する事業所の人員に関する基準の適用については、改正後の綾瀬市単独型短期入所事業実施要綱第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における事業の経費の特例)

2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の綾瀬市単独型短期入所事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の適用については、第5条中「1,300円」とあるのは「2,600円」とする。

3 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の要綱第5条の適用については、第5条中「1,300円」とあるのは「2,000円」とする。